

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針

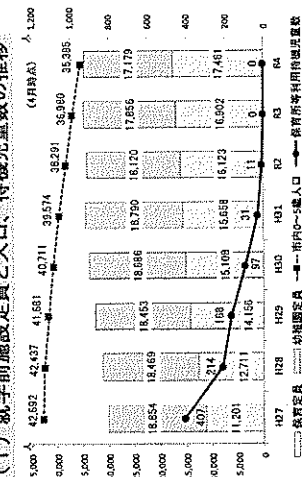
～子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現するために～

1 方針策定の目的・基本理念

市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することです。
 少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適応し、地域性等にも配慮した、持続可能な質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。
 （基本理念）質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせて、持続的に提供します。

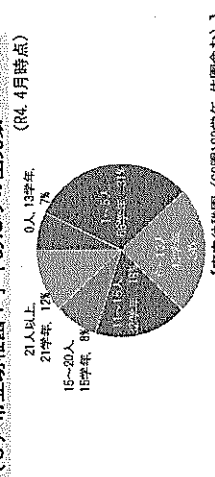
2 就学前施設の現状

(1) 就学前施設定員と人口、待機児童数の推移



・保育所の施設整備等により定員は年々拡大しています。
 ・令和3年、4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。

(3) 市立幼稚園1学年あたりの園児数

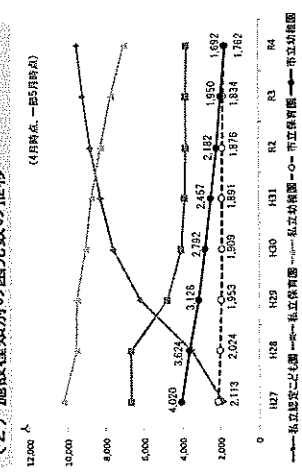


・園児数10人以下の学年が6割以上あり、小規模化しています。

3 課題

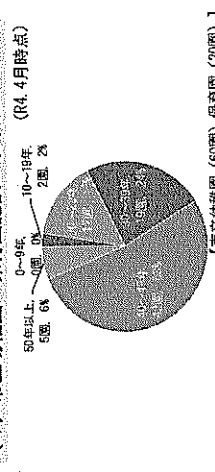
- 市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている園が増加しています。
- 市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、保育需要に合わせた定員の適正化が必要です。
- ライフスタイルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、市立幼稚園・保育園の現状（制度・施設など）が現在の保護者のニーズに添えられていない部分があります。
- 市立幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、施設の改修が必要です。
- 経市部と中山間地域では、幼児教育・保育の提供体制等の実情が大きく異なっています。

(2) 施設種類の園児数の推移



・市立幼稚園の園児数は平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。

(4) 市立幼稚園・保育園施設の新築年数



・築後40年以上の施設は全体の約6割あり、老朽化が進んでいます。

4 基本方針

- (1) 提供体制の確保 ※規模適正化、拠点適正化、認定こども園化の考え方は「6」を参照
- 「集団での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。
 - 1. 学年(3歳児以上)15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。
 - 保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。
 - 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園(拠点園)を設定します。
 - 市立幼稚園・保育園の中から、園児数や施設の状況などを踏まえ「拠点園」を認定します。
 - 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。
 - 地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「認定こども園化」を検討します。
- (2) 運営の充実
- 市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営に取り組みます。
 - 浜松市教育総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。
 - 地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。
 - 研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。
 - 支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供たちや、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。
 - 災害時の拠点としての機能強化を図ります。
 - 社会環境の変化に対応した運営を推進します。
 - 拠点園の類かき保育や一時預かり事業などを充実します。
 - 拠点園の中から、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を設定します。
 - 私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信などを行います。
 - 地域の子育て支援機関(未就園児へ)の支援などを充実します。
- (3) 施設の整備
- 計画的な施設修繕に取り組みます。
 - 大規模改修などによる施設の寿命延長を図ります。
 - 予防保全による計画的な施設の保全・維持を図ります。
 - 統廃合などに合わせ、効果的・効果的な整備方法を検討します。
 - 拠点園に必要な機能を踏まえ、整備に努めます。
 - 既存施設の活用を優先しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。
 - 施設の複合化(学校等との施設の一体化など)を検討します。
 - 環境等に配慮した整備を推進します。
 - 利用者に配慮したバリアフリー化や、環境に配慮した省電力化などを検討します。

5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～ 標準モデル ～

(1) 市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(2) 市立幼稚園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合に合わせ、預かり保育を充実します。

(3) 市立保育園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(4) 市立幼稚園・保育園がない地域

- ・拠点園は設定しません。
- ※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

(1) 規模適正化

- ・ 4月1日時点の1学年(3歳児)の園児数が、2年連続して「5人未満」となったとき
 - ・ 統廃合に関して、保護者及び地域の合意があり、保護者及び地域から要請があったとき
 - ・ 地域の就学前施設の利用状況や人口推計などにより、統廃合することが合理的と判断したとき
 - ・ 施設が老朽化し、建て替えまたは建替えに近い規模での改修が必要になったとき
- ～ 検討の流れ～
- ① <統廃合検討開始の目安>に該当する園の検討
 - ② 地域や市全体の幼児教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検討
 - ③ 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整(統廃合の時期、統廃合後の運営支援や跡地利用などについて意見交換)
 - ④ 議会、区協議会への説明
 - ⑤ 統廃合の決定

(2) 拠点園の設定

- ・ 拠点園を、中学校区に原則1園設定します。 ※
 - ・ 拠点園は、原則、運営を継続します。
 - ・ 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証します。
- ※ 幼稚園と保育園の双方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。
- ※ 私立園が地域の需要を十分カバーできている中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。
- ※ 小規模園(全園児15人以下程度)は、拠点園に設定しない場合があります。
- ※ 園児が近く、統廃合した後も、著しく通園が困難になるなど、特殊な事情がある場合には、拠点園の設定を考慮します。

(3) 認定こども園化

- ・ 認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- ・ 幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- ・ 認定こども園化にあたっては、児童意識調査などを検証し、今後の拡大について検討します。

7 方針運用にあたっての配慮事項等

(1) 地域性への配慮

- ・ 保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、統廃合が必要とされる場合には慎重に検討を進めます。
- ・ 中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安(2年連続して「5人未満」になったとき)に該当した場合においても、園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。
- ・ 統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実に努めます。

(2) 統廃合への配慮

- ・ 統廃合にあたっては、運営の際り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるよう、交流事業などを実施します。
- ・ 統廃合により閉園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園児の募集停止や閉園する時期などを決定します。
- ・ 統廃合により、著しく通園が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで通園バスによる送迎などを検討します。
- ・ 統廃合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

(3) 私立園との連携

- ・ 定員変更や施設整備などにあたっては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- ・ 幼児教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心に私立園と市立園との連携を促進します。

(4) その他

- ・ 少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能で効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- ・ この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

8 スケジュール

作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
(1) 方針の運用等	開始				
(2) 統廃合等による適正規模の確保等					
(3) 拠点園の設定	選定・決定				
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園(モデル園)の設定、効果・課題の検証	選定・決定	効果・課題の検証	効果・課題の検証	効果・課題の検証	効果・課題の検証
(5) 市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証	選定・決定・準備				
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し(預かり保育、発達支援など)	検討・決定				
(7) 施設の修繕等に関する計画	検討・決定				

浜松市立幼稚園・保育園 位置図



市立幼稚園		市立保育園		中学校区	
園名	園人数	園名	園人数	園名	園人数
① 白鷺幼稚園	41	① 晴江保育園	93	1 西部中	
		② 寺島保育園	112	2 南部中	
		③ 西保保育園	72	3 北部中	
				4 中部中	
				5 八幡中	
				6 曳馬中	
		④ 南保保育園	98	7 江西中	
		⑤ 江西保育園	79	8 蛸塚中	
				9 高台中	
				10 閉成中	
② 花川幼稚園	4	⑥ 花川保育園	65	11 佐鳴台中	
		⑦ 佐鳴台保育園	115	12 富塚中	
		⑧ 権現台保育園	119		
		⑨ 中ノ町保育園	70	13 天竜中	
③ 和田幼稚園	16			14 与進中	
④ 中ノ町幼稚園	30			15 笠井中	
⑤ 与進幼稚園	48			16 積志中	
⑥ 豊西幼稚園	53	⑩ 笠井保育園	85	17 丸塚中	
⑦ 笠井幼稚園	45				
⑧ 有玉幼稚園	21	⑪ 積志保育園	92		
⑨ 万解幼稚園	43			18 中部中	
⑩ 椋爪幼稚園	54			19 神久呂中	
⑪ 神久呂幼稚園	20	⑫ 神田原保育園	74	20 入野中	
⑫ 伊佐見幼稚園	13			21 湖東中	
⑬ 和地幼稚園	8			22 藤原中	
				23 庄内中	
⑭ 北庄内幼稚園	21			24 舞阪中	
⑮ 村部幼稚園	8	⑬ 舞阪第1保育園	44	25 雄踏中	
⑯ 真夏幼稚園(休園)	0	⑭ 舞阪第2保育園	49	26 東部中	
		⑮ 雄踏保育園	126	27 新津中	
⑰ 雄踏幼稚園	72			28 南陽中	
⑱ 飯田幼稚園	11			29 江西中	
				30 箕陽中	
⑲ 芳川幼稚園	21			31 可美中	
⑳ 南の星幼稚園	20				
㉑ 可美幼稚園	55	⑯ 可美保育園	139		

園人数: 令和5年4月1日現在

市立幼稚園		市立保育園		中学校区	
園名	園人数	園名	園人数	園名	園人数
㉒ 初生幼稚園	47			32 北星中	
				33 都田中	
㉓ 豊岡幼稚園	22	㉑ 三方原保育園	83	34 三方原中	
㉔ 西気賀幼稚園	21				
㉕ 西気賀幼稚園	6				
㉖ 伊目幼稚園	10			35 細江中	
㉗ 中川幼稚園	45				
㉘ 中央幼稚園	13				
㉙ 高台幼稚園	12				
㉚ 引佐幼稚園	59	㉒ 引佐保育園	72		
㉛ 金相幼稚園	9			36 引佐南部中	
㉜ 奥山幼稚園	12				
㉝ 伊平幼稚園	3				
㉞ 引佐北幼稚園	10			37 引佐北部中	
㉟ 尾菜幼稚園	32	㉓ 都筑保育園	54		
㊱ 大崎幼稚園	18	㉔ 三ヶ呂保育園	93	38 三ヶ呂中	
㊲ 平山幼稚園	6				
㊳ 小松幼稚園	48			39 浜名中	
㊴ 平口幼稚園(休園)	0				
㊵ 内野幼稚園	25			40 北浜中	
㊶ 北浜南幼稚園	40				
㊷ 中瀬幼稚園	78			41 浜北北部中	
㊸ 上島幼稚園	14				
㊹ 赤佐幼稚園	43				
㊺ 赤佐西幼稚園	27			42 亀玉中	
㊻ 宮口幼稚園	37				
㊼ 新原幼稚園	22			43 北浜東部中	
㊽ 北浜中央幼稚園	37				
㊾ 北浜北幼稚園	20			44 清竜中	
㊿ 北浜東幼稚園	26				
㉑ 二俣幼稚園	27				
㉒ 飛幼稚園	3			45 光が丘中	
㉓ 上阿多古幼稚園	5				
㉔ 下阿多古幼稚園	15			46 香野中	
㉕ 光明幼稚園	58				
㉖ 竜川幼稚園(休園)	0			47 水窪中	
㉗ 大塚幼稚園	5				
㉘ 気田幼稚園	11			48 佐久間中	
㉙ 洲川幼稚園(休園)	0				
㉚ 佐久間幼稚園	3			49 相模(分設区)	
	60園		20園		
	1,473		1,754		

※ 幼稚園・保育園の所在地から中学校区を整理

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針 用語解説

1 浜松市の就学前施設（令和5年4月1日時点、認可外保育施設除く）

施設種類	市立	私立	合計
幼稚園	60 ※	39	99
保育所（保育園）	20	39	59
認定こども園	—	79	79
その他 ※	—	64	64
合計	80	221	301

※ 市立幼稚園の施設数には、休園中の4園を含む。

※ その他は、「小規模保育事業（53）」及び「事業所内保育事業（11）」

（1）幼稚園

- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ・ 浜松市立幼稚園では、3歳児から5歳児までが対象。

（2）保育所（保育園）

- ・ 保護者が就労等により子供を保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

（3）認定こども園

- ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

※ 各園の違いについては、子育て情報サイト「びっぴ」の「認定こども園・幼稚園・保育園の違い」をご参照ください。



2 統廃合

- ・ 園児数の減少などにより、園同士を統合したり、閉園したりすること。
- ・ 統廃合には、他園に吸収される形で閉園する場合や、複数の園を閉園し、新たな園を設置する場合など、様々なケースが想定される。

3 預かり保育

- ・ 幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児を預かる保育のこと。
- ・ 本市の市立幼稚園では、令和5年度、休園中4園を除く56園のうち、21園が実施しており、実施日や実施時間は園ごとに異なる。

4 一時預かり事業

- ・ 妊娠や出産、入院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児に対し、保育所などにおいて、一時的に子供を預かり、必要な保育を行うこと。
- ・ 本市の市立保育園では、令和5年度、全園において実施している。

5 未就園児

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前施設に通っていない就学前の子供のこと。

6 予防保全

- ・ 施設や設備などに不具合が生じる前に、あらかじめ改修などを行い、機能や性能を維持すること。
- ・ 日常点検や法定点検、定期的な劣化調査の実施により劣化状況を把握したうえで、計画的な改修を行う。

令和5年度 浜松市 ヤングケアラー支援推進事業の説明

内容① ヤングケアラー研修推進事業

市民及び福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員に対し、ヤングケアラーについての研修を実施。

- (事業内容)・市民向け研修 年2回開催 (ハイブリッド研修にて、8月・1月頃の開催を検討したい)
 ・専門職領域研修 年5回開催 (R5より拡充 福祉・介護・医療・教育分野等に向けて実施)

内容② ヤングケアラーのための養育支援ヘルパー事業

【背景】令和3年度に実施した実態調査の結果から、浜松市では「ケアをしている」と答えた児童のうち、その内容として「家事(食事の準備や清掃、洗濯)」と回答したものが45.2%と最も多く、次いで「きょうだいの世話、保育所等への送迎」と回答したものが29.2%であった。



ヤングケアラー世帯に家事・育児支援ができるヘルパーを家庭に派遣。

- (事業内容)1回2時間、1日2回を限度、概ね6か月～1年の間、対象世帯の状況を市がアセスメントした上で決定。
 * 児童福祉法の養育支援訪問事業の対象者を拡大する形で実施。

内容③ 外国語対応通訳派遣支援事業

【背景】令和3年度に実施した実態調査の結果から、浜松市では「通訳」と答えた児童の割合が10.1%であり、静岡県(6.6%)、静岡市(3.3%)と比較して高かった。



外国人の医療機関受診等に必要な通訳派遣を実施。

- (事業内容)外国人の医療受診等が必要な場合、対象世帯からの申請を受けて市がHICEと調整し、通訳者の派遣を実施。

内容④ ヤングケアラーコーディネーターの配置

R5.4.1より、子育て支援課にヤングケアラーコーディネーターを配置済。相談窓口を開設。

内容⑤ ヤングケアラー支援推進庁内ワーキングの開催

必要に応じて、ヤングケアラー支援推進庁内ワーキングを開催。